

令和4年第5回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和4年5月25日(水)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 集会室							
開 会	令和4年5月25日 午後2時43分							
閉 会	令和4年5月25日 午後4時2分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	藤村 徳之	出席		荒井 晃一	出席	木暮 剛	出席
	2	松本 信次	出席		今井 徹	出席	野本 照夫	出席
	3	矢部 英利	出席		田沼 茂	出席	馬場 勝美	出席
	4	酒巻 貞夫	出席		中谷 文秋	出席	関口 正	出席
	5	小林 良浩	出席		金子 昇	出席	渡邊 仁	出席
	6	萩原 豊	出席		河野 博	出席	秋池 功	欠席
	7	加藤 豊	出席		加藤 勇	出席	岡野 孝	出席
	8	江原 浩昭	出席		塚越 秀夫	出席	伊藤 清	出席
	9	大賀 文吉	出席		武井 正夫	出席	三ツ木 宏之	欠席
	10	大塚 明夫	出席		卯月 良治	出席		
	11	岩崎 新一	出席		金子 善行	出席		
	12	渡邊 秋夫	出席		永澤 幸一	出席		
13	島田 豊	出席	安野 悦男	出席				
議事録署名人			江原 浩昭 ・ 岩崎 新一					
議事参与			板倉 秀行 ・ 下山 優美 ・ 高萩 祐哉					
書 記								

会議事件名

- 議案第18号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第19号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第20号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について
- 議案第21号 農業委員会事務の実施状況等の公表について
- 議案第22号 令和4年第1回鴻巣市農用地利用集積計画について

顛末

令和4年5月25日
開会 午後2時43分

【会長代理】 これより、令和4年第5回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、13名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正はありますか。

【事務局】 訂正はございません。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号8番 江原 浩昭 委員・番号11番 岩崎 新一 委員にお願いします。

これより議案審議に入ります。

議案第18号 農地法第3条の規定に関する件について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 議案について説明します。
議案第18号 農地法第3条の規定に関する件
所有権の移転 5件 5筆

番号16

受人は、稲作と畑作を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は150日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は152.90アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約0.2キロであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【矢部 英利 農業委員】	番号16について調査してまいりました。受人は、稲作と畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【金子 昇 推進委員】	番号16について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号17について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号17 受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は900日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は2,772.49アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約2.0キロであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【大賀 文吉 農業委員】	番号17について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【関口 正 推進委員】	番号17について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号18について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号18 受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は230日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は1,531.66アールであり、管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約2.0キロであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【萩原 豊 農業委員】	番号18について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【野本 照夫 推進委員】	番号18について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号19と番号20について、交換による所有権移転のため一括して内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号19・20につきましては、交換による所有権移転のため一括して説明いたします。 受人は、それぞれ稲作を中心とした農業経営を行っております。申請地を交換し、作業効率を向上するための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は番号19の受人が600日、番号20の受人が320日であり、両者とも農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は番号19の受人が287.04アール、番号20の受人が133.35アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは番号19の受人が約0.5キロ、番号20の受人が約0.1キロであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率

	的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【矢部 英利 農業委員】	番号19・20について調査してまいりました。受人は、いずれも稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付けするため、それぞれが所有する農地を交換する計画とのことです。両者とも耕作する農地に耕作放棄地はなく、申請地を交換することにより、耕作の利便性は向上し、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【河野 博 推進委員】	番号19・20について調査してまいりました。今回、本申請地を交換することにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第18号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第18号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第19号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。

<p>【事務局】</p>	<p>議案第19号 農地法第5条の規定による転用許可申請</p> <table border="0"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>3件</td> <td>11筆</td> </tr> <tr> <td>賃借権の設定</td> <td>1件</td> <td>7筆</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>1件</td> <td>1筆</td> </tr> </table> <p>番号23</p> <p>受人は、現在市内の妻の実家に両親と家族4人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、独立を考え、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を妻の祖父から借り受ける話がまとまり申請するものです。なお、許可申請にともない、分筆した残りの農地については、渡人が耕作するとのことです。</p>	所有権の移転	3件	11筆	賃借権の設定	1件	7筆	使用貸借権の設定	1件	1筆
所有権の移転	3件	11筆								
賃借権の設定	1件	7筆								
使用貸借権の設定	1件	1筆								
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>									
<p>【藤村 徳之 農業委員】</p>	<p>番号23について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>									
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>									
<p>【永澤 幸一 推進委員】</p>	<p>番号23について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはマウントアップを行います。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>									

【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号24について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	<p>番号24</p> <p>受人は、CO₂削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光等の自然エネルギーによる発電事業として太陽光発電設備の設置を計画し、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。太陽光パネル204枚を設置し、発電の規模は73.44kWの設備を設置を計画しております。</p> <p>なお、経済産業省の設備認定並びに東京電力への接続申込につきましては、今回の許可申請に先立ち手続きは済んでおります。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【岩崎 新一 農業委員】	番号24について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。太陽光発電を設置するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【今井 徹 推進委員】	番号24について調査してまいりました。申請地には太陽光発電を設置するという事ですが、隣接農地との境界には溝及びフェンスを設置します。申請地には自社で年4回以上の除草計画をしています。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。

【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号２５について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号２５ 受人は、現在市外で貨物自動車運送事業を営んでいます。今回、駐車場として隣接している宅地を購入したところ、駐車スペースが手狭となったため、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【萩原 豊 農業委員】	番号２５について調査してまいりました。申請地は、おおむね３００メートル以内に駅・市町村役場等が存在する農地であるため、農地区分は第３種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。駐車場として転用するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【馬場 勝美 推進委員】	番号２５について調査してまいりました。申請地には駐車場を設置することですが、隣接農地との境界にはブロック塀を設置します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)

【議長】	質問がございませんので、次に番号26について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号26 受人は、現在、市外で不動産業を営んでいます。鴻巣市内に建売住宅の予定地を探したところ、開発規模、住環境ともに条件の合う本申請地を譲り受ける話がまとまり、建売住宅7棟を建築するため申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【大賀 文吉 農業委員】	番号26について調査してまいりました。申請地は農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。建売住宅7棟を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【関口 正 推進委員】	番号26について調査してまいりました。申請地には建売住宅7棟を建築するということですが、隣接農地との境界にはブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号27について内容説明を事務局にお願いいたします。

【事務局】	<p>番号 27</p> <p>受人は、現在市外で建設業を営んでいます。埼玉県北本県土整備事務所から発注を受けた一級河川元荒川における河川改修工事のため、本申請地を資材・車輛置場及び仮設事務所として借り受け、一時転用として申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【加藤 豊 農業委員】	<p>番号 27 について調査してまいりました。申請地の農地区分は、農用区域内農地（原則不許可農地）に該当します。しかし、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該農地を供することが必要であると認められるもの」という、農用区域内農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可できると判断します。一時転用する期間は 6 ヶ月間とのことですので周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるため、問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【加藤 勇 推進委員】	<p>番号 27 について調査してまいりました。申請地は、資材・車輛置場及び仮設事務所として一時転用を行うということですが、シート及び鉄板を敷いて資材等の搬出入や仮設事務所を設置し、河川改修工事を行います。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>（質問なし）</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第 19 号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>（全員挙手）</p>

【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第19号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第20号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について上程します。番号1について、加藤豊農業委員より議案説明をお願いいたします。</p>
【加藤 豊 農業委員】	<p>番号1 この件につきまして、令和4年5月11日に事務局とともに申請地の調査を行いました。本案件の審査対象となる農地は適正に管理されていることを確認してまいりました。今後も継続して農業を行うとのことですので、適格者と認定してよろしいと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第20号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>(全員挙手)</p>
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第20号は原案のとおり承認いたします。続きまして、議案第21号 農業委員会事務の実施状況等の公表について上程いたします。事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>議案第21号について説明いたします。 平成28年4月1日からの改正農業委員会等に関する法律の施行により、農業委員会は、農地等の利用の最適化推進状況やその他事務の実施状況を公表し、農林水産省がこれを取りまとめて公表することとなりました。 このため、鴻巣市農業委員会では活動計画及び活動の点検・評価を作成し、農業委員会定例会で決定した後、県を通じて国へ報告するとともに、市ホームページに公表することとなります。 お手元の資料「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」をご覧ください。</p>

	(点検・評価の説明)
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご質問ございませんか。
【酒巻 貞夫 農業委員】	I 1 の農業の概要 認定新規農業者の要件はありますか。
【事務局】	農政課で認定しているため、農政課に確認し次回報告します。
【議長】	それでは採決を行います。議案第 2 1 号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第 2 1 号は原案のとおり決定いたします。続きまして、議案第 2 2 号 令和 4 年第 1 回鴻巣市農用地利用集積計画について上程いたします。本議案には〇〇〇〇農業委員、〇〇〇農業委員、〇〇〇〇推進委員、〇〇〇〇推進委員、〇〇〇〇推進委員、そして〇〇〇〇が借受人となっている申出が含まれています。農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により、農業委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないことになっております。また、農地利用最適化推進委員につきましても、同法同条による議事参与制限を適用させることが望ましいと考えられることから、該当の委員は、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。したがって、この後の議事進行は会長代理の松本信次農業委員に一任します。
	(指名された委員の退出)
	(議長の交代)
【臨時議長】	ただいま、臨時議長に指名いただきました、松本でございます。臨時議長という大役を果たすため、皆様のご協力をいただきながら議事を進行したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。 それでは、議案第 2 2 号 令和 4 年第 1 回鴻巣市農用地利用集積計画について

	<p>事務局より議案説明をお願いいたします。</p> <p>【事務局】 議案第22号 令和4年第1回鴻巣市農用地利用集積計画について 議案書4ページに新設定、再設定ごとに合計を記載させていただきました。 利用権の新設定は、田 246,691.32㎡ 畑 66,012㎡ 390筆 再設定は、田 107,069㎡ 畑 77,853㎡ 268筆 合計しまして、497,625.32㎡ 658筆です。 以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。具体的には次の3つの要件です。 ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること ② 利用権の設定等を受けた後において、 イ. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、 ロ. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、 ③ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること 各筆明細並びに個別の申出書の内容につきましては、地区審査会時にご確認いただいたとおりになります。以上、議案説明を終了します。</p> <p>【臨時議長】 事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご質問ございませんか。</p> <p>【一同】 (質問なし)</p> <p>【臨時議長】 それでは採決を行います。議案第22号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【一同】 (全員挙手)</p> <p>【臨時議長】 挙手全員と認めます。全員賛成ですので議案第22号は原案のとおり承認いたします。</p> <p>(退出した委員の入室)</p> <p>皆様のご協力により、無事、議事が進行いたしました。これにて臨時議長の席を退席させていただきます。</p>
--	---

【会長代理】

これもちまして、令和4年第5回定例会を閉会いたします。
なお、次回の定例会は令和4年6月24日（金）午後2時より場所は川里農業
研修センターにて開催を予定しております。

閉会 午後4時2分